

岐阜市環境基本条例 逐条解説

(前文)

私たちの岐阜市は、自然な姿をそのまま残す緑豊かな金華山と、豊富で清浄な水をたたえ、1,300有余年の鵜飼の伝統が今に引き継がれる長良川に象徴される自然に恵まれた都市である。

こうした恵まれた環境は、自然発生的に生まれたものではなく、先人達が永い年月をかけ、自然の恵みをもとに日々の生活を通して築かれてきたものである。

私たち市民は、この恵まれた環境の下に、豊かで良好な生活を享受する権利を有すると同時に、先人達と同様に、この恵まれた環境を将来の世代に引き継いでいかなければならない役割を担っている。

しかし、今日の経済社会活動は、物質的な生活の豊かさを追い求めるあまり、大量生産、大量消費、大量廃棄による経済の拡大に伴って、自然環境に大きな負荷をかけ、地球環境へも影響を与えていることもまた事実である。

このため、私たち市民は、一人ひとりが日々の生活を通して自然環境及び地球規模の環境問題に深く関わっていることを認識し、環境への負荷を最小限にする行動を起こさなければならない。

ここに、社会活動の持続的発展を推進しつつ、すべてのものがそれぞれの役割を担い、かつ、支え合って、人と自然が共生する豊かな環境都市を実現するため、この条例を制定する。

<趣旨>

この条例を制定する経緯や背景について述べ、なぜ今制定しなければならないかについて規定しています。

<解説>

ひとくちに「環境」と言ってもその概念が広いため、「環境」とは何かを決める必要があります。文化的遺産や「子育て環境」等の社会環境は人と人（又は人と人の営み）に関わる問題であり別の対策で考えることが適当と考えますので、この条例で「環境」とは「自然環境」（大気、水、土壌及び野生生物からなる環境）及び「生活環境」（人間の日々の生活に大きく関わっている空気、水、日照、樹木及び騒音等の環境）とします。

「恵まれた環境は、自然発生的に生まれたものではなく、先人達が永い年月をかけ、自然の恵みをもとに日々の生活を通して築かれてきた」

岐阜市の自然環境は、水、大気、土壌等は自然の営みによってもたらされるものですが、それを私たちが利用するに当たっては、水道や用水路を設けて水を利用し、農業や林業等の活動によって土壌を豊かにし、開拓した土地に植えた植物から発生する酸素を利用する等の昔からの人々の活動によってもたらされてきたものです。

「一人ひとりが日々の生活を通して自然環境及び地球規模の環境問題に深く関わっていることを認識」

これまでの市の環境対策としては、当初大気汚染や水質汚染等といった人の健康に影響を与える公害に対するものでした。その後、限りある資源のムダ使いを防止する省資源・省エネの推進を行い、さらにこれからの環境対策としてはそれらに加え、温暖化や酸性雨等の地球規模の環境への対策を採らなければなりません。そのため、これまでは主に生産活動を行う事業者への対策を規制という形で実施してきましたが、これからは市民の日常生活から生じるゴミの減量や省エネ等についても協働という形で実施されなければなりません。

「すべてのものがそれぞれの役割を担い、かつ、支え合って」

これからの環境対策は行政だけで実現できるものではないため、事業者、環境保全団体、市民等のすべてのものが、自らできることをまず行い、その上で協力しながらより高度で効果的な対策を継続して行わなければなりません。

<参考>

この前文は、条例を解釈し、運用する上での規準となるものです。

「基本条例」・・・この条例は、環境についての対策を進める上での基本となる条例であり、この条例違反によって罰則を科すものではありません。この条例で定めたことは、今後の各種施策を行う上で考慮しなければならないものであり、この条例を基に各種の規制条例を制定し、施

策を展開していくことになります。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創出に係る基本理念及び基本原則並びに施策の基本となる事項を定め、並びに市、事業者、環境の保全及び創出を図る活動を行う団体（以下「環境保全団体」という。）及び市民の役割を明らかにすることにより、環境の保全及び創出に係る施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

<趣旨>

この条例の制定目的は、「現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること」です。日本国憲法第25条で規定している「国民の健康で文化的な生活を営む権利」を実現することを目的としています。

「環境の保全及び創出」について、『保全』の中には、ありのままに保つということと、その環境に対してある程度人が手を加える行為まで含まれます。しかし、一般の市民には、「何もない状態から作り出す行為、例えばアスファルトの駐車場を自然が豊かな公園に変える事」について『保全』という言葉ではわかりにくいいため、積極的に創り出す『創出』という言葉を併記しております。

(定義)

第2条 この条例において「環境の保全及び創出」とは、大気、水、土壌等からなる環境の保護及び整備を図ることにより、人を始めとする生物にとって良好な当該環境の状態を維持し、及び形成することをいう。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

4 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

5 この条例において「循環型社会」とは、製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

6 この条例において「循環資源」とは、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）のうち有用なものをいう。

7 この条例において「循環的な利用」とは、再使用、再生利用及び熱回収をいう。

8 この条例において「再使用」とは、循環資源を製品としてそのまま使用すること及び循環資源を部品その他製品の一部として使用することをいう。

9 この条例において「再生利用」とは、循環資源を原材料として利用することをいう。

10 この条例において「熱回収」とは、循環資源を熱を得ることに利用することをいう。

11 この条例において「再生品」とは、循環資源を使用し、又は利用して製造された製品をいう。

<趣旨>

この条例で使う言葉の定義を規定しました。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創出は、市の社会、経済及び文化の持続的発展を推進しつつ、人と自然が共生する豊かな環境都市を実現することによって行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創出は、人と自然が共生する社会において市民が良好な環境の恵みを楽しめるとともに、これを将来の世代へ継承していけるように行われなければならない。
 - 3 環境への負荷の低減のため、限りある資源の浪費を止め、循環型社会を実現しなければならない。
 - 4 すべてのものは、環境へ負荷を与えることに関しては加害者であり、同時に被害者であるため、自主的かつ積極的に、更に協働して環境への負荷を低減しなければならない。

<趣旨>

環境の保全及び創出をするためにはこうあるべきだという根本の考えを4項に分けて規定しました。

<解説>

第1項では、良好な環境を維持したり、より良くしていく場合に、社会、経済及び文化の発展と、人と自然が共生する環境都市の実現の両立をする持続可能な社会にしなければならないことを規定しました。

第2項では、市民が恵まれた環境を楽しむようにすることは非常に重要なことですが、今の世代だけで終わりにしてはならず、次の世代へ引き継いでいけるように行われなければならないことを規定しました。

第3項では、環境への負荷を減らすためには、地球上にある資源の浪費を止めて、ゴミの発生を抑制し、不要となったものは再使用し、さらに再使用できないものは資源として再生利用するという循環型社会（究極的にはゴミゼロ社会）を実現しなければならないことを規定しました。

第4項では、環境へ負荷を与えることは、人が生活していれば必ず起こることであるため、すべてのものが環境への負荷を低減することについて、まず自分でできることを積極的に行って、その上で協力しながらより高度で効果的な対策を行われなければならないことを規定しました。

(基本原則)

- 第4条 環境の保全及び創出に取り組むに当たっては、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において環境に関する教育（学習を含む。以下同じ。）及び意識の啓発が行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創出に取り組むに当たっては、すべてのものの権利及び利益の保護に配慮しつつ、すべてのものが環境に関する情報を共有して進められなければならない。
 - 3 環境の保全及び創出は、すべてのものの適切な役割分担及び適正かつ公平な費用の負担の下に取り組まれなければならない。

<趣旨>

環境の保全及び創出に取り組むに当たって、みんなで守らなければならない基本原則を規定しました。

<解説>

第1項は、「環境教育優先の原則」で、環境の保全及び創出に取り組むにあたって、自らの行為がどのように環境に影響を与えるのか、又は、自らが行動しなければどうなるのか等の環境に関することを理解した上で取り組むことが非常に重要であるため、あらゆる場において、まず環境に関する教育（学習）及び意識の啓発を行うことを規定しました。

第2項は、「情報共有の原則」で、すべてのものが、環境に関する情報を共有して進めなければならないというものです。これは、市だけではなく、事業者、環境保全団体及び市民も含めてすべてのものが、それぞれの知り得た情報を相互に提供しあうことを意味しています。

第3項は、「役割分担の原則」で、すべてのものが、それぞれに適切な役割分担と、適正かつ公平な費用の負担で行う原則です。第3条第4項と関連して、自らの問題は、まず自ら解決を図り、それができない場合に他のものと協働して解決を図らなければなりません。

(市の責務)

第5条 市は、環境の保全及び創出を図るため、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）及び前条に規定する基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、次に掲げる事項に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (1) 環境に関する教育及び意識の啓発
- (2) 公害の防止
- (3) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素の良好な状態の保持
- (4) 野生生物の保護その他の生物の多様性の保全
- (5) 森林、河川等における多様な自然環境の保全及び創出
- (6) 人と自然との豊かなふれあいの場の保全及び創出
- (7) 環境の美化その他良好な生活環境の確保
- (8) 資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用
- (9) 廃棄物の適正処理並びに廃棄物の減量化及び循環的な利用
- (10) 地球環境の保全
- (11) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全及び創出に関する事項

2 市は、市が行う環境施策について、すべてのものに対し分かりやすく説明するとともに、広く意見を聴く機会を確保する責務を有する。

<趣旨>

基本理念である第3条第4項の考え方（すべてのものが自主的かつ積極的に、更に協働して取り組まなければならない）から、市の責務を規定しました。

<解説>

基本理念及び基本原則にのっとり、市が環境対策として取り組む事項を規定しました。ここで規定した事項については、この条例の考え方や内容を基に、次の環境基本計画を定めて具体的な対策を行います。

第2項は、市が環境施策を進める場合に、すべてのものに分かりやすく説明し、理解していただいた上で環境施策を進めるように努めなければならない、さらに、すべてのものから意見を聴いて市の環境施策を進めるため、市が意見を聴く機会を設けるように努めなければならないことを定めています。

(事業者の役割)

- 第6条 事業者は、その雇用する者に対し、環境に関する教育及び意識の啓発を自ら進んで行うよう努めるとともに、他のものの行う環境に関する教育及び意識の啓発に協力するよう努める役割を有する。
- 2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる役割を有する。
- 3 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、原材料等が廃棄物となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、原材料等が循環資源となった場合には、これについて自ら適正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を講じ、又は循環的な利用が行われない循環資源について自らの責任において適正に処分する役割を有する。
- 4 製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、その事業活動を行うに当たっては、次に掲げる措置を講ずる役割を有する。
- (1) 当該製品、容器等の耐久性の向上及び修理の実施体制の充実その他の当該製品、容器等が廃棄物となることを抑制するために必要な措置
 - (2) 当該製品、容器等の設計の工夫及び材質又は成分の表示その他の当該製品、容器等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進するために必要な措置
 - (3) 当該製品、容器等に係る原材料の選択及び材質の工夫その他の当該製品、容器等の適正な処分が困難とならないようにするために必要な措置
- 5 前各項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念及び基本原則にのっとり、環境の保全及び創出に努める役割を有する。

<趣旨>

基本理念である第3条第4項の考え方（すべてのものが自主的かつ積極的に、更に協働して取り組まなければならない）から、事業者の役割を規定しました。市民と比べても事業活動に伴って環境に与える影響が大きいと、より細かな役割を規定しております。

<解説>

第1項では、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」で定められている事業者の役割と同様の役割を改めて規定しました。まず従業員に対して環境教育（学習）や意識の啓発を実践してください。

第2項では、自らが公害を出さないようにすることや、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる役割を規定しました。

第3項と第4項については、循環型社会形成推進基本法でも規定されている役割を改めて規定しました。

第3項では、すべての事業者に対し、循環型社会の実現についての役割を規定しました。

第4項では、製品や容器等の製造業者や販売業者に対して、

第1号 製品等を長期間使用できるようにして、製品等ができるだけ廃棄物にならないようにする役割を規定しました。

第2号 材質や成分の表示（紙、プラ等）をして、分別回収をしやすいようにする等リサイクルしやすいようにする役割を規定しました。

第3号 材質ごとに分解できる等の工夫によって処分が簡単に行えるようにする役割を規定しました。

第5項では、基本理念及び基本原則にのっとり、環境の保全及び創出に努める役割を規定しました。

(環境保全団体の役割)

第7条 環境保全団体は、その環境の保全及び創出のための活動を行うに当たっては、より多くの市民が参加できる体制の整備及び機会の充実に努める役割を有する。

2 前項に定めるもののほか、環境保全団体は、基本理念及び基本原則にのっとり、環境の保全及び創出に努める役割を有する。

<趣旨>

基本理念である第3条第4項の考え方（すべてのものが自主的かつ積極的に、更に協働して取り組まなければならない）から、環境保全団体の役割を規定しました。

<解説>

第1項では、環境活動団体に対して、より多くの市民が参加できるように体制を整備したり、活動回数の増加など参加できる機会を増やす等の役割を規定しています。

第2項では、基本理念及び基本原則にのっとり、環境の保全及び創出に努める役割を規定しました。

なお、環境教育についての役割を規定しておりませんが、これは、環境保全団体の活動そのものが環境教育と密接に関係しているため、あえて規定することはしませんでした。

(市民の役割)

第8条 市民は、環境に関する教育及び意識の啓発を自ら進んで行うよう努めるとともに、他のものの行う環境に関する教育及び意識の啓発に協力するよう努める役割を有する。

2 市民は、製品の長期使用、再生品の使用、循環資源が分別して回収されることへの協力等により循環型社会の形成に自ら努める役割を有する。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、基本理念及び基本原則にのっとり、環境の保全及び創出に努める役割を有する。

<趣旨>

基本理念である第3条第4項の考え方（すべてのものが自主的かつ積極的に、更に協働して取り組まなければならない）から、市民の役割を規定しました。今日の環境問題は、日常生活に伴って発生する環境への負荷を減らすことが重要なことであるため、小さなことの積み重ねに取り組むことを規定しました。

<解説>

第1項では、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」で定められている国民の役割と同様の役割を改めて規定しました。「環境に関する教育及び意識の啓発」というのは、例えば道路にゴミを捨てる人に対して注意することもその教育に含まれますので、マナーや「しつけ」、「もったいない」という感覚等を身近な人に教えることから始めましょう。

第2項では、循環型社会をつくるためには、特に消費者である市民の協力なしではできないため、製品を長期に使用し廃棄物となる量を減らすこと、再生品を使用して資源の循環ができるようにすること、さらに分別回収へ協力すること等の役割を規定しました。

第3項では、基本理念及び基本原則にのっとり、環境の保全及び創出に努める役割を規定しました。例えばエアコンの設定温度を夏ならば少し高め、冬ならば少し低めにすることで消費電力を少なくし、そのことで地球の温暖化対策に協力する等の日常生活でできることを行いましょう。

(環境基本計画)

- 第9条 市長は、環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全及び創出に関する目標、施策及び配慮
 - (2) 環境の保全及び創出について重点的に取り組む地区の設定
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創出に関する重要事項
- 3 市長は、市民、事業者、環境保全団体及びこれらの者の組織する団体（以下「市民等」と総称する。）が環境基本計画の策定に参加できるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、岐阜市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

<趣旨>

第5条で規定した市が行う事項について、どのように対策を行うかの計画について規定しました。基本理念である第3条第4項の考え方（すべてのものが自主的かつ積極的に、更に協働して取り組まなければならない）から、市民等の参加により計画を定めます。また、事前に審議会の意見を聴いてさらに公表することですべてのものの取り組みを促します。

<解説>

この条例は、「環境基本法」「循環型社会形成推進基本法」「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（環境教育推進法）」の3つの法律を基にしておりますので、それらを踏まえた総合的な計画を策定します。

通常の「環境基本計画」にはない新たな試みとして、第2項第2号で「重点的に取り組む地区」を設定することを規定しています。具体的な地区は計画を作るときに決めますが、自然環境が特に豊かな地区を保全するため、又は、逆に都市の中で自然環境を創出するため等、特定の地区に対して重点的に対策を行っていくものです。

なお、環境基本計画は、次条の年次報告によってその進行管理を行います。なお、おおむね5年程度で定期的に見直し、それを繰り返すことでより良い環境都市を目指します。

(年次報告の公表)

- 第10条 市長は、毎年、環境の状況及び環境基本計画の推進状況を公表し、当該施策について市民等及び岐阜市環境審議会から意見を聴かななければならない。
- 2 市長は、市民等が環境の保全及び創出に関して行ったことに関する情報を収集し、及び公開し、当該情報について市民等及び岐阜市環境審議会から意見を聴くことができる。

<趣旨>

前条の計画に基づいて活動した結果について、市長が毎年報告を公表することを規定しました。この報告についても皆様の意見を聴くことにしております。

<解説>

第2項では、市民等の優れた活動についても公表しますが、これはすべてのものの取り組みを促すためのものです。

(市の施策と環境基本計画との整合)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

<解説>

市が、例えば大規模な建物を新しく造る場合等は、土地の造成や建設中の騒音や振動、完成後の使われ方等によって、環境に大きな影響を与えます。このような場合は、各種の法令を順守することは当然ですが、それ以外のことについても環境基本計画に定めた配慮事項等の内容に従って事業を行うとするものです。

なお、市の様々な部ごとで行う施策の中で環境の保全及び創出に関するものを調整して、より効果的に行うための庁内の会議を現在設置しておりますが、今後も継続してその会議等で上記の環境基本計画との整合を図っていきます。

(環境教育の推進)

第12条 市は、市民等が環境の保全及び創出についての理解を深め、あわせて市民等の環境の保全及び創出に資する活動を行う意欲を高めるため、環境に関する教育及び意識の啓発の推進に努めるものとする。

2 市は、環境に関する教育及び意識の啓発の推進を行うものに対し、環境の保全及び創出に関する指導を行うことができる人材又は情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

<解説>

第1項では、すべてのものが自主的に環境対策に取り組んでいただくために、学校や生涯学習等で環境についての教育（学習）や意識の啓発ができるように市が必要な対策を行うことを規定しました。

第2項では、環境保全団体や、職場等で環境教育（学習）や意識の啓発を行う方に対して、市が必要な支援を行うように努力することを規定しました。

(自発的な活動の促進)

第13条 市は、市民等による環境の保全及び創出のための自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境の保全及び創出のための活動に関し、顕著な功績があった市民等を顕彰するものとする。

<解説>

第1項では、環境についての自発的な活動を促進するために市が対策を行うことを規定しました。

第2項では、市が顕著な功績があった市民等を顕彰することを規定しました。

(環境に関する情報の提供)

第14条 市は、環境に関する教育及び意識の啓発の推進並びに自発的な活動の促進に資するため、すべてのものの権利及び利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創出に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

<解説>

第12条で環境に関する教育（学習）及び意識の啓発の推進を行い、第13条で自発的な活動を促進するとしましたが、そのために必要な情報提供を市が行うことを規定しました。

(規制の措置)

第15条 市は、環境を保全するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

<解説>

第1項では、市が、公害の発生源に対して、一定の基準を満たすように規制をしたり、国や県で決められた基準を守るように指導する等の措置をしなければならないと規定しました。

第2項では、第1項で措置しなければならない特に重要なもの以外のことについて、環境を保全する上での支障を防止するため、必要な措置を行うことを規定しました。

(誘導的措置)

第16条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、市民等が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置を講ずるよう誘導することに努めるものとする。この場合において、市長は、特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

<解説>

環境への取り組みとして、規制という強制力のある手段のほかに、ある行為を自発的にしてもらうように誘導することも有効な手段です。そのため、必要なときは補助金を出す等の措置について規定しました。

(公共的施設の整備)

第17条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全に資する公共的施設の整備を推進するものとする。

2 市は、公園、緑地その他の自然環境の適正な整備並びに人と自然との豊かなふれあいの場の保全及び創出のための事業を推進するものとする。

<解説>

第1項では、市が、環境の保全に関する施設整備を行うことについて規定しました。

第2項では、市が、環境の創出と、人と自然との豊かなふれあいに関する施設整備を行うことについて規定しました。

(環境への負荷の低減)

第18条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の事業の実施に当たっては、自ら率先して廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

<解説>

市自身も事業者の一員として消耗品を購入したり、エアコンを使用したりしますが、その場合に、市民等の模範となるように、紙の使用量の削減や、リサイクル製品を購入したり、省エネに配慮すること等を規定しました。

(調査及び研究の実施)

第19条 市は、環境の保全及び創出に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

<解説>

市が環境対策として先進的な取り組みや効果的な対策等の情報を集めることと、科学的な調査や研究を行うことを規定しました。

(監視等の体制の整備)

第20条 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全及び創出に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

<解説>

市が環境対策として廃棄物の不法投棄等の監視をしたり、水質検査等が実施できる組織をつくることを規定しました。

(国等との協力)

第21条 市は、環境の保全及び創出を図るため広域的な取組みを必要とする施策について、国及び他の地方公共団体（以下「国等」という。）と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、環境の保全及び創出を図るため必要があると認めるときは、国等に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

<解説>

例えば長良川の水質保全のためには、市だけではなく、流域の市町村や国、県と協力して対策を行う必要があるため規定しました。

(推進体制の整備)

第22条 市は、市民等と市が協働し、環境の保全及び創出に関する施策を積極的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

<解説>

市民等と市が協働して環境対策を行うための体制を市が整備することを規定しました。体制については施策ごとに様々な方法が考えられるため、具体的な体制については明記しませんでした。個別の条例や規則、要綱等で規定することになります。

(環境審議会)

第23条 環境の保全及び創出に関する基本的事項を調査審議させるため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、岐阜市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第24条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 事業者、環境保全団体その他環境の保全及び創出にかかわる団体の関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市議会議員
- (5) 公募に応じた市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

6 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 審議会は、専門の事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

9 専門部会に属すべき委員は、委員のうちからその都度会長が指名する。

(審議会の会議)

第25条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第26条 審議会の庶務は、人・自然共生部において処理する。

<趣旨>

平成6年に岐阜市環境審議会について制定しました「岐阜市環境審議会条例（平成6年岐阜市条例第41号）」を廃止し、この環境基本条例の中に規定しました。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が定める。